



Hawai'i Tourism Japan

新禁煙法施行のお知らせ

2006 年 8 月 31 日現在

ハワイ州では、非喫煙者の健康を間接喫煙の害から守ることを目的として、州やカウンティが定める公共の場所が全面禁煙となる新禁煙法が 2006 年 11 月 16 日より施行されることになりました。

禁煙となる公共の場所は下記の通りです。

- A. レストラン、バー、ナイトクラブ
- B. ショッピングセンター
- C. 空港、公共交通機関(バス・タクシー等)
- D. ホテルのロビーや通路
- E. スポーツ・アリーナ、屋外アリーナ、スタジアム、円形競技場等の座席部分
- F. チャイルドケアや介護施設に使用している個人の住居 等

なお、上記の場所の出入り口より 20 フィート(約 6 メートル)圏内も禁煙区域となります。

一方、喫煙が許可される場所は、個人の住居、ホテルやモーテルなどの宿泊施設の喫煙室(客室数全体の 20%までを喫煙室とすることが可能)、民間もしくは半官半民の老人ホームや長期ケアホーム(施設)等となります。

同法律に違反した個人には最大 50 ドル、また企業には最大 500 ドルの罰金が課せられることとなります。

詳細は下記 Hawaii State Legislature の条令にてご確認ください。

→ http://www.capitol.hawaii.gov/sessioncurrent/bills/SB3262_cd1_.htm

Mahalo!

ハワイ州観光局